

いわきバッテリーバレー構想具現化検討研究会

会則

第1条（名称）

委員会の名称を、いわきバッテリーバレー構想具現化検討研究会（以下、「本会」と呼ぶ。）と称する。（略称を、「いわきBV研究会」とする。）

第2条（目的）

いわき市の新しい産業分野として注目されている蓄電池産業について、関連企業の集積を図り、新技術や設備の開発、雇用の創出と人材の育成、関連する学会やイベントの誘致などを図ろうとする構想（バッテリーバレー構想）に係る、何回かの説明会や調査報告、議論について、その論点をまとめ、この構想の具現化を推進させることを目的とする。

第3条（討議事項）

本会は、目的を達成するために次のことを討議する。

- (1) 「いわきバッテリーバレー構想」についての情報交換と構想についての情報共有に関わること
- (2) 論点に関わること（新規論点の提出を含む。）
- (3) 論点の討議による摘出された課題の解決に関わること
- (4) 「いわきバッテリーバレー構想」の具現化に関わる調査・研究、産学官民金（企業、大学・研究機関、国・福島県・いわき市、市民、金融機関など）の連携に関わること
- (5) バッテリー産業に関する情報の収集に関すること。新しい技術や新しい市場の開拓に関する事など。
- (6) スマートコミュニティ、スマートシティなどの実現に向けてのバッテリーの役割に関する事
- (7) 再生可能エネルギーによる発電事業の普及に果たすバッテリーの役割に関する事
- (8) 「バッテリースーパークラスター」（株式会社日本政策投資銀行関西支店が、2010年5月に発表したレポート）との比較検討に関する事
- (9) 「関西バッテリーベイ」との競争優位に関する事
「いわきバッテリーバレー構想」のビジネスモデル（実施計画）と採算可能

- 性調査（フィージビリティ・スタディー）に関すること
- (10) 「いわきバッテリーバレー構想」のビジネスモデル（実施計画）と採算可能性調査（フィージビリティ・スタディー）に関すること
 - (11) その他、目的を達するために必要な事

第4条（会員）

本会の会員は、附則で定める会員で構成する。会員の互選による会長を置く。
本会に、目的達成に関わる専門的な知見を有するオブザーバーを置くことができる。

第5条（研究会）

本会は、討議事項を討議するために研究会を開催する。研究会は、会長と事務局が協議し、適宜、招集する。原則、すべての会員の参加を前提として研究会を運営する。

第6条（会費）

本会の会費は、徴収しない。

第7条（広報）

本会の活動について、必要に応じ適宜、広報する。

第8条（事務局）

本会の事務局を、NPO法人うつくしまNPOネットワークいわき事務所に置き、本会の庶務を行う。

第9条（その他）

この会則に取り決めていないことについては、研究会の中で必要に応じで協議する。

附則

この会則は、平成26年5月20日から施行する。

附則

第1条（会則第4条に基づく会員名簿）

東洋システム株式会社・株式会社三菱総合研究所（先進ビジネス推進本部）・経済産業省東北経済産業局（地域経済部情報・製造産業課、産業部産業振興課）、福島県（産業創出課）・いわき市（産業・港湾振興課）・いわき商工会議所（地域振興部）・社団法人いわき産学官ネットワーク協会、いわき発電株式会社設立準備会、NPO法人うつくしまNPOネットワーク

第2条（研究会についての補足）

討議事項について、精力的な討議と関係することの調査や意見調整のために電磁的方法での研究会の開催を行う。具体的には、メーリングリストを開設し、この場での意見交換なども研究会に準じるものとする。

第3条（会費についての考え方）

本会の運営には、それなりの費用が発生するが、会費を徴収しない。当面は、事務局を務めるNPO法人うつくしまNPOネットワークの「ネットワーク構築支援」として行う。

研究会の運営に役立つ助成金などがある場合は、取得する。